

## 2. 行動しながらの医療史

### ——精神科医として——

岡田 靖雄

青柿舎(精神科医療史資料室)

#### I.

まず個人史的背景をのべる。中学生(旧制)時代から歴史ずきで、とくに東洋史の新妻利久という教師は“渤海史はわしが一番だ”と熱のこもった授業をし、その熱にうたれた。

個人的資質としては、こまかいことをよくおぼえていて、やがてこまかいことがつながって一つの形をつくってくる。1月例会の「歴史をあむということ」(本誌第63巻第3号)では、後半は精神科の教授であった内村祐之のことをはなしたが、その内村像は、かれの横顔の断片(そのときに見聞したこと)が60年あまりのあいだにつながってきたものである。しかも、精神医学の本格的な学問“研究”はしてこなかったので、人を見るときにその学問的業績の意義よりは人物像をみてしまうようである。

自分の生涯をふりかえると、第1に、敗戦という、価値観を完全にひっくりかえす出来事が中学3年生のとき(14歳)におこった。中学校の教頭でももとはイギリス語の教師で修身をおしえていて、かんながらの道をきのうまでといていた人が、敗戦後間もない登校日の体育館で、対ロシア戦争の老准尉の朴訥で、みなを“じっちさん”と愛称していた最下位の軍事教官(ほかの軍事教官はもう生徒のまえに姿をみせなかった)をさして、“これからは民主主義の時代だ、ああいう軍国主義者はだめだ!”といった。1947年の2・1ゼネストをまえにクラス委員が講堂にあつめられたとき、労働組合委員長(この人もイギリス語教師であった)に、“なぜストライキするんですか?”と質問したら、“だまれ!”がかえってき

た。これが民主主義との初対面であった。

はいった東京大学医学部では、“Forscher〔研究者〕になれぬものはArzt〔医者〕になれ”と講義でいわれた(内村)。よし、医者になろうとおもいさだめた。精神科医の道をえらんで、都立松沢病院にいくと、男の“不潔病棟”とよばれる所を、このんで4年間うけもった。そこは、差別される精神病患者があつめられている精神病院のなかでも、一番さげすまれている病棟で、最底辺からものをみる習慣を身につけた。そのあとは、ライシャワ大使刺傷事件につづく精神衛生法改正をめぐる攻防、大学闘争、日本精神神経学会での闘争など、激動を体験した。

松沢病院から東京大学の精神科にうつって間もなく大学闘争にはいったが、闘争についていけなくなつてやめた。10数年にわたり精神科改革派のリーダーであったものが闘争最前線から総括もなしに身をひくので、精神科関係で公けめいた場にはでないことにきめた。もちろん、生活のために精神科医としてかせぐことはつづけた。長となることはさけたので、医療史にとりくむ時間はあつて、何冊かおおきな本もかいた。1966年にそれへの反対の口火をたった3人の一人である保安処分制度は、2003年に心神喪失者等医療観察法として可決された。もうだまっちはいられないと反対運動にのりだし、29年間の謹慎生活に別れをつづけた。

#### II.

医療史にとりくんできた経過をみよう。

医学史研究会は、1961年に大阪大学医学部教授丸山博(衛生学)が、日本科学史学会の医学部

門としてはじめたものである。中川米造、宗田一などがこの研究会の中核部におり、日本医史学会でもかなり多くの有力会員がこちらの会員にもなっていた。ある時期まで、明治以降は医学史研究会、それよりまえは日本医史学会と、なんとなく対象領野がわかれていた。

川上武は、原子物理学者である武谷三男について、その技術論、科学における認識論をふかくなんだ内科医で、のちには医学評論にするどい筆をふるった。この川上を中心に医学史研究会関東地方会が1962年に組織されて、はじめからそこに参加した。川上は兄貴分というべき存在で、かれにたたきこまれたのは、科学者でなくて技術者である医者に必要なのは、医学史ではなくて医療史だ、という点であった。現象論—実体論—本質論の3段階で科学的認識はふかまっていくというのが武谷の理論であるが、川上は、開業医制が日本の医療の本質的特徴であるとして、『現代日本医療史—開業医制の変遷—』（勁草書房・東京、1965年）をかいた。この関東地方会の初期には曾田長宗、大谷藤郎もときどき出席していた。大谷が厚生省公衆衛生局精神衛生課技官になると、かれとの交流はふかまり、1964年の精神衛生法改悪阻止運動では、大谷との関係がおおいに役だった。

岡田編『精神医療 精神病はなおせる』（勁草書房・東京、1964年）は、関東地方会月例会のあとの喫茶店での雑談のなかで川上にすすめられて、あんだものである（“精神医療”の語はこの本にはじまる）。川上、武谷を通じて羽仁五郎との交流もできた。関東地方会の延長というべき「羽仁先生をかこむ研究会」での話し（研究会は羽仁一人がはなしつづけるので、討論の時間はほとんどのこらなかつた）をまとめたものが、ベストセラーになった『都市の論理』（勁草書房・東京、1968年）である。わたしは研究会の企画および本の編集実務に関与していたので、あの本は羽仁五郎主演、武谷三男総監督、川上武監督、岡田靖雄助監督というべきものである（ただし、羽仁のその後の言動からはかれへの不信感がつよくなり、戦後史におけるかれの役割りはきびしく検

討されなくてなるまい）。

日本医史学会では1979年から発表をつづけている。

### III.

つぎに、自分の医療史探究を方向づけた出来事をみておこう。

1956年医師免許取得。そして東京都立松沢病院にうつった1958年に、松沢病院男子部医長であった立津政順（のち熊本大学教授）の論文「戦争中の松沢病院入院患者死亡率」（『精神神経学雑誌』第60巻第5号、1958年）がでた。敗戦の1945年には年間在籍者の40・89%が死亡、その主要死因は栄養失調。これは戦争の本質をなによりもりもかたっている。そして、受け持ち“不潔病棟”2年目の病棟主任になった北島治雄は、“なあ先生、どうおもう”とよくかたる人で、体重がへりだし、夜盲の人がふえて夜便所にいくとき壁にぶつかる、作業で墓穴をほった人が翌日には自分がそこにはいることになった、などと、立津が数字であげたことを、ありありとはなしてくれた。これらのことをもりこんだ「癒えざる者の声」は、『日本残酷物語・現代篇I—引き裂かれた時代』（平凡社・東京、1960年）にのせられた。これからは入院患者死亡率が研究主題の一つとなった。のちに、ハンセン病問題に関する検証会議もとの検討会の委員となり（2002–2005年）、らい療養所における死亡率をまとめることができた。

1950年に制定された精神衛生法の改正が論じられるようになり、松沢病院医局でもその研究会がつづけられており大谷もときどき出席していた（1964年をはじめから厚生省公衆衛生局精神衛生課にもうけられた精神衛生行政研究会にはわたしも参加していた）。こういうなかで1963年中頃に、松沢病院栄養士の鈴木芳次から、呉秀三・榎田五郎の『精神病患者私宅監置ノ実況』（内務省衛生局、1918年）をみせられ、この論文中の“我邦十何万ノ精神病患者ハ実ニ此病ヲ受ケタルノ不幸ノ外ニ、此邦ニ生レタルノ不幸ヲ重ヌルモノト云フベシ”の文章にであって、本当におどろいた。わたしは東京大学医学部教授の臨床的態度にはひどく

批判的でありつづけたが、東京帝国大学医学部教授にして、このやや不謹慎でさえあるはげしい言をはく人がいたのである。これからは、呉先生の生涯をたどることが、最大の目標となった。

さて、1964年3月にライシャワ大使刺傷事件がおき、5月をはじめには精神衛生法改悪の動き（池田勇人首相指示による）をなんとか阻止し、ひきつづき精神衛生法全面改正をもとめる運動が展開された。その8月に松沢病院医局有志は精神医療史研究会の名で『精神衛生法をめぐる諸問題』を刊行した。ここには、上記私宅監置論文の主要部分をいれ、巻頭には“我邦十何万ノ精神病者ハ”の文章をのせた。そしておどろいたことには、日本精神病学の金子塔であるこの大業績は、わすれられていたのである。『諸問題』はこの論文の再発掘となった。また『諸問題』は歴史の手法をおおきくとりいれた。こういうなかで、歴史とは現状の立体的構造をてらしたす光であることがわかってきた。

松沢病院には多くの先輩がいて、その人たちに好感をもたれて、戦争前後について多くをききとることができた。一緒に仕事していた吉岡眞二およびわたしは、戦前と戦後とをつなげる立ち場であったといえる。1919年に小石川区の東京府巢鴨病院から移転した松沢病院は改築の時をむかえた。その本館が移転するとき（わたしは東京大学にうつっていた）には、歴史的に重要な病院資料がすてられ・やかれようとしているのを、吉岡がすくいだした（保存すべき資料は事務の人があわたたくひろいだしたのだろう）。それらはいま青柿舎（精神科医療史資料室）に保存されている。また1966年にうつった東京大学精神科の物置きには、呉先生の資料がすてられぬゴミのなかにかなりあった。それを整理し保存した。これらの点で、精神科医療史をしらべていくのに非常に有利な立ち場であった。

松沢病院改革運動には挫折して、4年間という一応の約束で東京大学にうつった。そのうちに、医学部にはじまる大学闘争が進展し、精神科はその渦中にはいり、病院のなかでもっともはげしく、ながく闘争がつづいたのが精神科である。ま

た当時法務省は刑法全面改正事業に着手しており、そのなかには精神障害者に対する保安処分制度の新設がおりこまれていた。日本精神神経学会は学会認定医問題と保安処分制度への対応をめぐる大揺れになり、1969年金沢での第66回総会で理事会が不信任され、わたしも新理事に選出された（1期の途中で理事をやめた）。先述のように、精神科医として公的な場にはでなくなったが、私的活動はずっとつづけた。

こういうなかで、自分が今の歴史に参加している、さらにいえば、オレが歴史をつくっているんだ、とたえず意識していた。歴史とは、ただまなび研究するだけのものではなくて、みづからが歴史をつくるものであり、また歴史をかいていくものである、ということである。

今の世の動きははげしい。一つの運動にあっても10年もたつと出発点がぼやけてもくる。すると、10年ごとに運動をまとめ総括していかなくてはならない。50年たたないと歴史の対象にならないなどよくいわれるが、50年もたつと基礎資料がそろえられなくなってしまふ。『精神障害者問題資料集成（戦前編）』全12巻（六花出版・東京）は2016年に刊行しおえた。いまはその戦後編をほぼ編集しおえたところで、2018年秋からは刊行が開始されよう。ところで、戦後編の資料集めには苦勞した。戦前編は、あつめえた資料をそのまま編集していくしかない。戦後となると、72年のうち61年は精神科医として自分が活動し経験し、また見聞してきた。この間のおおきな出来事、たとえば大学闘争では、警察の弾圧をおそれビラや資料をその都度焼却していたというところがある。また、今もつづいている運動体でも、会報などの資料をはじめからちゃんと保存しているところはおおくない（資料作製に直接あつた人が途中でかわれば、それもさげがたいことなのだろう）。結局は、当時わたしがあつめていた資料がもっとも役だつことになっている。といっても、数おおくあつた多くの運動、動きのすべての資料をあつめていたわけではない（そんなことは当然できない）から、資料はかたよらざるをえない。重要だった出来事でも、手持ちの資料はわず

かしかないものがおおい。

かけている穴は聞き取りでいくらかおぎなえる。といっても、記憶に食い違いがでてくることはさげられない。自分が中心にいた活動について、ほかの関係者がかなりちがったことをいっていることがままある。基礎資料の段階でそうであるので、公平・忠実な歴史叙述はありえないとおもう。

また、ある出来事の意味が時の経過とともに変化することもおおい。山をあるいていて、おなじ風景がみる場所によっておおきく変化するようなものである。そこで、節目節目に総括するだけでなく、ときどきその総括を再検討していくことが必要である。とくに、自分がかかわった運動となると、ちかい時期でのまとめは自分の立ち場の主張・擁護に当然かたむいており、ある時間がたてばすこし冷静に過去をふりかえることもできる。

#### IV.

わたしにとって歴史とはなんであったか、なぜ歴史にとりくんできたか、まとめよう。

活動し行動していくための指針を歴史にもとめることが中心だったといえる。先にものべたように、歴史は現状の立体的構造をてらしたす光であり、運動の基礎には歴史省察が必要である。わたしの医療史研究は純粋な学問的要請からではない、といわざるをえない。またわたしは人物への関心がつよいので、かなりおおくの伝記をかいてきた（そのなかには、來住彌次郎のような、一般的には無名の人の伝記もある）。伝記、人物伝は現在の医学史・医療史の中心ではなく、それらにとりくむことは時代遅れであるかにいわれている。

しかし、人物は歴史の結節点であって、伝記をとおして時代もみえてくる。もちろん、『〇〇先生追悼録』、『\_\_\_先生を偲ぶ』の類いは、欠点もない人物がすぐれた業績をあげたといった賛辞でみだされて、肉体をもっていたその人を賛辞のなかにうめてしまっていることもおおい。

そこで、歴史に対するわたしの態度といえば、行動しながら歴史し、歴史しながら行動する、ということになる（恰好よすぎる表現ではあるが）。

では、歴史を探究してきて得か損か。呉先生にとりくみだしたとき、松沢のふるい先輩から“岡田は呉先生の御輿をかついでいる”と皮肉られたので、“お御輿はかついでいますが、お賽銭はもらってません”とこたえた。いわば無位無冠のものがやっている、その歴史もかるくみられるようだ。なにかの地位についているほうが、おなじものでもおもくみられる。これはやむをえぬことなのだろう。運動のなかでは、ことばがあさくもてあそばれているように感じられることがある。そのことばの歴史的な深さをつたえようとする、かえってウサンくさくみられることがある。

さて、こういう激動の中心ちかくでいききて、その体験をまとめたのこしたい。その一部分は『吹き来る風に 精神科の臨床・社会・歴史』（中山書店・東京、2011年）としてだしている。かかわってきたことのまとめは、日本医史学会でもさらに報告していきたい。もっと個人的な思い出（「おもいだすままに」）は、いま青柿舎談話会で書いていただいている。その記録には、かかわりのあった人物への遠慮ない評価もはいつているので、一般公開できるものかどうか（死後10年間は銀行あずけといったこともありえよう）。